



3伊教学第1394号
令和4年1月31日

伊達市立各小・中学校長 様

伊達市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、福島県教育委員会教育長より別紙写しのとおり通知がありました。

ついては、本市の「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応が“レベル3”に引き上げられたことを踏まえ、下記により感染症対策を一層徹底するよう願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めて連絡します。

記

- 1 対象期間 令和4年1月30日（日）～令和4年2月20日（日）
※終了期日の変更となる際は、改めて通知する。
- 2 対象期間における対応
 - (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）については、停止すること。

【感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動】

※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22Ver.7）※2021.12.10一部修正」より

- 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

※その他、別紙「感染リスクが高いと思われる行動例（参考）」を参照ください。

- (2) 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより都道府県をまたぐ往来を控えること。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底すること。
- (3) 必要に応じて時差通学を検討すること。
- (4) 感染状況の悪化に備えて、分散登校やオンライン学習の準備をしておくこと。
- (5) 行事について
 - ① 校内行事について
 - 学校の実情に応じて校内行事の実施の可否について検討すること。

- 実施可能な場合
 - ・ 常時換気及び正しいマスク着用を徹底した上で、短時間で実施できるよう工夫すること。
 - ・ 児童生徒等の間隔は可能な限り2m（最低1m）確保するように配置すること。
- 行事等において、保護者をはじめ、学校外の方の来校は遠慮していただくようにすること。やむを得ず保護者等が来校する場合は、分散する、広い会場で行う、短時間でやる等の感染対策を徹底すること。
- 実施が困難な場合
 - ・ できるだけ早く、行事の中止・変更等について保護者等へ連絡をすること。
 - ・ 実施予定だった行事の代替として、必要に応じて書面等で内容が理解できるよう資料等を準備すること。
- ② 対外的な行事について
 - 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするとともに移動中や会場での感染症対策を徹底すること。
- (6) 部活動及び対外的な交流活動について
 - ① 感染リスクの高い活動(上記(1)参照)を除き、平日・週休日ともに1時間程度の個人や少人数での活動とし、準備・片付け及び会話の際はマスクを着用すること。
 - ② 昼食等を挟んでの活動は控えること。飲み物等の共有はしないこと。
 - ③ 各種大会への参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。
- (7) 学校内における感染症対策について
 - ① 健康観察の徹底
 - ・ 検温等の健康観察を徹底し、体調不良者には休養するよう指導すること。
 - ・ 児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。
 - ② 給食時は、黙食を行う、対面にしない、換気を強化する等を徹底すること。
 - ③ 教室や職員室では、対角線で常時換気すること。
 - ④ 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底すること。
- (8) 登下校における感染対策について
 - ① 校門や昇降口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させること。
 - ② スクールバスを利用するに当たっては、常時窓を開け換気を行うこと。利用者の座席を離し、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること。
- (9) その他
 - ① トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施すること。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなど指導を工夫すること。
 - ② 伊達市主催の研修会等については、伊達市職員行動指針に基づき、参加人数等を考慮し、延期または中止、資料等に代える場合があること。
 - ③ 感染拡大地域から規制・移動した家族や友人とやむを得ず一緒に過ごす場合や同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスクの着用などの対策を行うよう、保護者に協力を依頼すること。